

# ワンポイント会計基準

## vol.279 「企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等の公表について

2023年5月2日に企業会計基準委員会より「企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等（以下、本公開草案）が公表されました。本公開草案は、原資産（特定された資産）の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルによる考えを採用しています。なお、この考えは、IFRS16号等の国際的な会計基準の取扱いと整合するものです。

今回は、公表された内容のうち「リースの識別」の概要をご紹介します。

### <公開草案の概要（リースの識別）>

リースの識別に関する定めは、現行の会計基準等では置かれていない定めです。

具体的には、本公開草案の会計基準案23項、24項、適用指針案5～8項に記載されています。基本的にIFRS16号の定めと整合させて、借手と貸手の両方に適用することが提案されています。本公開草案によると、現行の会計基準等ではリースとして会計処理されていない契約がリースとして判断される場合があると考えられます。

### 【リースの識別の判断】

契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断します。

具体的には、契約内容が以下の1・2の両方を満たす場合、リースを含むと判断します。

#### 1 資産が特定されている

通常は契約に明記されることにより資産が特定されます。しかし、資産が契約に明記されている場合であっても、サプライヤー（貸手）が資産を自由に代替でき、その行為により経済的利益を得られるような場合は、顧客（借手）は特定された資産の使用を支配する権利を有していないため、1の条件は満たされず、リースが含まれない

と判断されます。例えば、運送会社が運送に使用するトラックを自由に決められるようなケースが該当します。

## 2 資産の使用を支配する権利が顧客（借手）に移転している

顧客（借手）側に、特定された資産（1）の使用期間全体を通じて、ア、イのいずれも満たす場合、サプライヤー（貸手）から顧客（借手）に、資産の使用を支配する権利が移転しているとされます。

ア 特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している

イ 特定された資産の使用を指図する権利を有している

借手及び貸手は構成するリースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う必要があります（本公開草案の会計基準案 26 項、適用指針案 9 項）。

契約にリースを含むか否かの判断は 1 ⇒ 2 の順で行っていきませんが、判断の過程がやや複雑であるため、実務上は本公開草案の適用指針案の設例 1 のフローチャートを利用することが有効であると考えられます。

以上